

# (参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年12月12日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 <sup>※2</sup>	2市6町3村 <sup>※2</sup>	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
穀類	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
大豆	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—	
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤママ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、大川ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川の下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 <sup>※4</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※5</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 <sup>※6</sup>
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉町、櫛枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字樓川、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、楢葉町、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字樓川、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬、常葉堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、252林班から270林班まで、283林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字樓川、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班から2091林班まで、2095林班から2099林班及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び背向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(閑下)、松橋川、川向及び鏡ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀内に限る。)、旧掛田町(靈山町大閣(寺跡、清水、溝水、松平、久保、櫛原、里ヶ丘、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ヶ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧雲山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧荒川村(荒川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木幡村、旧沢尻村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧大田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧木宮町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※4 アイヌ、アカガレイ、アカシラムイ、イカガニ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミナゴ、エイソサイアイヌ、キハネバマル、クロウシノシタ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スクエドラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、バハガレイ、ヒガングフ、ヒラ、ホウウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタマラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年12月12日 現在)

青森県		出荷制限		
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、階上町		
岩手県		出荷制限		
野菜類		原木クリタケ(露地栽培) 原木シタケ(露地栽培) 原木ナメコ キノコ類(野生のものに限る。) タケノコ こしあぶら ぜんまい せり(野生のものに限る。) わらび(野生のものに限る。)	一関市、奥州市 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 一関市、奥州市 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 一関市、奥州市、住田町 一関市、奥州市 陸前高田市、奥州市	
盛岡		ソバ		
水産物		盛岡市(旧浜民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。) クロダイ スズキ マダラ イワナ(養殖を除く。) ウダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
肉		牛の肉* シカの肉 クマの肉 ヤマドリの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 全域 全域 全域	
宮城県		出荷制限		
野菜類		原木シタケ(露地栽培) タケノコ キノコ類(野生のものに限る。) (くさそてつ(こごみ)) こしあぶら ぜんまい	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 白石市、栗原市、丸森町 栗原市、大崎市 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 氣仙沼市、大崎市、丸森町	
水産物		ソバ ヒガシフグ ヒラメ クロダイ スズキ マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。) イワナ(養殖を除く。) ヤマメ(養殖を除く。) ウダイ	栗原市(旧金成村の区域に限る。) 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 ヒラメ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。) 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥延ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)	
肉		牛の肉* イノシシの肉 クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 全域 全域	
山形県		出荷制限		
肉	クマの肉	全域		
茨城県		出荷制限		
野菜類		原木シタケ(露地栽培) 原木シタケ(施設栽培) タケノコ こしあぶら(野生のものに限る。)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 土浦市、鉾田市、茨城町 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 日立市、常陸太田市、常陸大宮市	
水産物		イシガレイ コモンカスペ シロメバル スズキ ニベ マダラ ヒラメ アメリカナマズ(養殖を除く。) ギンブナ(養殖を除く。) ウナギ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。		
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村		
栃木県		出荷制限		
野菜類		原木シタケ(露地栽培) 原木シタケ(施設栽培) 原木クリタケ(露地栽培) 原木ナメコ(露地栽培) キノコ類(野生のものに限る。) (くさそてつ(こごみ)) タケノコ こしあぶら(野生のものに限る。) さんしようと(野生のものに限る。) ぜんまい(野生のものに限る。) たらのめ(野生のものに限る。) わらび(野生のものに限る。) クリ	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町 大田原市、那須塩原市、那須町 大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 日光市、那須町 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 鹿沼市、大田原市 大田原市、那須塩原市、那須町 ウゲイ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ヤマメ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		
その他	茶	鹿沼市、大田原市		

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等**  
 (平成24年12月12日 現在)

<b>群馬県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
<b>埼玉県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
<b>千葉県</b>		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
<b>新潟県</b>		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
<b>山梨県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
<b>長野県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
<b>静岡県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町





原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月12日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、南上市 H24.10.30~: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解禁: 青森森立透村尻屋町灯台と北浦通路市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北道えりも灯台と襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ 原木くり(露地栽培)	H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.4.13~: 犬吠埼田市、住田町
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20~: 大船渡市 H24.4.25~: 一関市、能石町、奥州市、平泉町、大船渡市 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10~:
野菜類	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18~: 大船渡市、釜石市 H24.10.23~: 犬吠埼田市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.10.11~: 一関市、能石町、奥州市、平泉町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 釜石市 H24.11.2~: 奥州市 H24.5.10~: 一関市、奥州市、金ケ崎町
穀類	こあぶら	H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 釜石市 H24.5.15~: 能石町 H24.11.2~: 住田町
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.10~: 一関市、奥州市 H24.5.15~: 一関市、奥州市 H24.5.19~: 住田町
わいげ(野生のものに限る。)		H24.5.18~: 釜石市、能石町高畠町
水産物	ソバ	H24.11.2~: 釜石市(田波地区)付近の区域に限る。)、一関市(田代町付近の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除外。)
	スズキ クロダイ	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩手県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩手県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8~: 犬井川(支流を含む。)及び妙川(支流を含む。)
	ウダイ	H24.5.11~: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び北上川のうち四十日沼ダムの下流(支流を含む。ただし、石川橋ダムの上流、石川ダムの上流、入側ダムの上流、御所ダムの上流、田代ダムの上流、御所ダムの上流、御所ダムの上流及び單野崎ダムの上流を除く。) H24.6.12~: 洋仙川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1~: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	グマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.9.10~: 全県 H24.9.15~: 全県 H24.10.32~: 全県
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.5.15~: 白石市、西田市
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.5.3~: 丸森町 H24.4.11~: 村田町 H24.4.12~: 気仙沼市、南三陸町 H24.5.10~: 石巻市 H24.5.15~: 東松島市 H24.4.25~: 東光ヶ丘、真庭鳥島 H24.5.27~: 仙台市、各取市、加美町 H24.5.27~: 仙台市、大和町、白石市 H24.5.30~: 色麻町 H24.6.10~: 七ヶ浜町 H24.6.19~: 大河原町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10~: 仙台市、大河原町 H24.4.27~: 大河原町、東松島市 H24.5.2~: 加美町 H24.5.9~: 気仙沼市 H24.5.7~: 東采米市、郡原市 H24.5.9~: 大河原町、七ヶ浜町 H24.5.19~: 大河原町
	くさそてつ(ごみ)	H24.5.10~: 仙台市、大河原町 H24.5.17~: 大河原町、東松島市 H24.5.9~: 気仙沼市 H24.5.7~: 東采米市、郡原市 H24.5.9~: 大河原町、七ヶ浜町 H24.5.11~: 仙台市 H24.5.12~: 大河原町、丸森町 H24.5.17~: 大河原町
水産物	ソバ	H24.11.10~: 藤原市(田代地区)の区域に限る。)
	クロダイ	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、宮城県境大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線上三郎の腕で囲まれた領域
水産物	スズキ	H24.11.4~: 最大高潮時海岸線上岩手県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
	マダラ	H24.8.2~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	ヒラメ	H24.8.20~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、宮城県境大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線で囲まれた領域
	マダラ	H24.8.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.5.2~: H24.8.30解禁: マダラ(1kgの重量が1キログラム未満のものに限る。)
水産物	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、宮城県境大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線で囲まれた領域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.5.20~: 宮城県内の両芦川(支流を含む。)ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14~: 大曾川の底質により上流(支流を含む。)及び名張川の軟床底質の上流(支流を含む。) H24.5.21~: 三ヶ日川(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、荒川河口までの支流遊びに荒川4号ダムの上流を除く。)
	ウツメ	H24.6.22~: 一関市のうきは川ダムの上流(支流を含む。)及び荒川(支流を含む。)ただし、荒川河口までの支流遊びに荒川4号ダムの上流(支流を含む。)
水産物	ウツメ	H24.4.20~: 京成川の底質により上流(支流を含む。)及び荒川(支流を含む。)ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。 H24.5.19~: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.7.28~: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イシシの肉	H24.5.82~: 角根町、丸森町、山元町 H24.5.25~: 全県(上記地域を除く。)
	クマの肉	H24.6.28~: 全県
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10~: 全県
茨城県		出荷制限
野菜類	根乳	H23.3.23~4.10解禁: 全県
	ホウランソウ	H23.3.21~4.11解禁: 全県(下記の地図を除く。) H23.3.21~6.1解禁: 北茨城郡、高萩市
野菜類	カボチャ	H23.2.21~4.17解禁: 全県
	ハゼリ	H23.3.23~4.17解禁: 全県
野菜類	タケノコ	H24.4.6~: 潟原市、小堀沼市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、つくば市、取手市、守谷市、坂東市、桜川市、桜木町 H24.4.20~: ひたちなか市、鉾田市 H24.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀沼市 H23.11.10~: 実穂町、鉾田町、栗橋市、小堀沼市
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.9~: 宮崎市、宇都宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、鉾田市 H24.5.10~: 宮崎市 H24.5.15~: ひたちなか市、鉾田市
水産物	こしあぶら	H24.8.2~: 日立市、鶴来市(野生のものに限る。) H24.8.2~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
	イグレイ	H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び茨城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	スズキ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び茨城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.4.19~: 最大高潮時海岸線上福島県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び茨城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
	シメバル	H24.4.19~: 最大高潮時海岸線上福島県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び茨城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	マダラ	H24.5.19~: 最大高潮時海岸線上福島県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び茨城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び茨城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
	ヒラメ	H24.5.20~: 宮城県境大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、最大高潮時海岸線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、我が国海側的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
	ヒラメ	H24.5.2~: 宮城県境大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、最大高潮時海岸線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	ヒガシ	H24.5.2~: 宮城県境大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、最大高潮時海岸線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域 H24.5.2~: H24.8.30解禁: ヒガシ(1kgの重量が1キログラム未満のものに限る。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県境大高潮時海岸線上宮城県境西側の正東の線、最大高潮時海岸線及び宮城県境大高潮時海岸線で囲まれた領域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14~: 大曾川の底質により上流(支流を含む。)及び名張川(支流を含む。)ただし、荒川河口までの支流遊びに荒川4号ダムの上流を除く。)
	ウツメ	H24.4.20~: 京成川の底質により上流(支流を含む。)及び荒川(支流を含む。)ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。
水産物	ウツメ	H24.4.20~: 京成川の底質により上流(支流を含む。)及び荒川(支流を含む。)ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。
	牛の肉	H23.8.19~: 牛の肉(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イシシの肉	H24.5.82~: 角根町、丸森町、山元町 H24.5.25~: 全県(上記地域を除く。)
	クマの肉	H24.6.28~: 全県

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月12日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 天栄市 H24.8.15～: 那須市 H24.8.20～: 大田原市 H24.10.5～: 那須塩原市 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.4.9～: 那須塩原市、那須町 H24.4.10～: 天栄市 H24.4.11～: 日光市、大田原市 H24.4.12～: 天栄市 H24.4.13～: 那須市、壬生町 H24.4.15～: 那須塩原市、大宇原町 H24.4.17～: 天栄市、那須町 H24.4.19～: 原木シタケ(露地栽培) H24.4.20～: 那須塩原市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.21～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 鹿沼市、壬生町 H24.4.15～: 那須塩原市、大宇原町 H24.4.17～: 天栄市、那須町 H24.4.19～: 原木シタケ(露地栽培) H24.4.20～: 那須塩原市、大田原市、那須烏山市 H24.4.21～: 足利市、鹿沼市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.4.15～: 鹿沼市 H24.4.16～: 原木ナメコ(露地栽培) H24.4.17～: 那須塩原市、日光市 H24.4.18～: 天栄市、那須町 H24.4.19～: 天栄市 H24.4.20～: 天栄市 H24.4.21～: 原木ナメコ(露地栽培) H24.4.22～: 那須塩原市、日光市 H24.4.23～: 天栄市、那須町 H24.4.24～: 天栄市 H24.4.25～: 天栄市 H24.4.26～: 天栄市、那須町、鹿沼市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 天栄市、那須町、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、高根沢町(野生のものに限る。) H24.4.28～: 壬生町 H24.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、鹿沼市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.11.5～: 鹿沼市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.7～: 天栄市 H24.11.8～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 天栄市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.25～: 天栄市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.3～: 壬生町 H24.11.12～: 那須川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.1～: 大田原市 (さそつこごみ)(野生のものに限る。) H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.6.2～: 那須塩原市 H24.6.3～: 鹿沼市、那須町、鹿沼町、茂木町(野生のものに限る。) H24.6.4～: 鹿沼市、那須町、鹿沼町、日光市、矢板市、那須塩原市、高根沢町(野生のものに限る。) H24.6.5～: 壬生町 H24.6.14～: 天栄市(野生のものに限る。) H24.6.15～: 天栄市、日光市 H24.6.16～: 那須塩原市 H24.6.18～: 大田原市 ぜんまい(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 たらのめ(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.3～: 大田原市、鹿沼市 わらび(野生のものに限る。) H24.6.14～: 天栄市、那須町、那須町 クリ H24.6.18～: 大田原市 水産物 ヤマメ(養殖を除く。) H24.9.10～: 那須川内の那須烏山市のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。ただし、荒井川との合流点から下流の部分に限る。) イナゴ(養殖を除く。) H24.6.20～: 那須川内の那須烏山市のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。) H24.6.27～: 武蔵川(支流水を含む。)及び那須川内の那須川との合流点の上流(支流水を含む。ただし、堤防ダムの上流及びその支流を除く。) ウグイ(養殖を除く。) H24.5.7～H24.12解説: 大芦川(支流水を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.12解説: 荒井川(支流水を含む。) 牛の肉 H23.8.2～: 金城 肉 イシシの肉 H23.12.2～: 金城 シカの肉 H23.12.2～: 金城 その他 茶 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カブナ	H23.3.21～4.12解除: 全域	
農作物	H24.9.25～: 那田町、東吾妻町、綿座村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.23～: 犬饲町 H24.11.13～: みなかみ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.4.27～: 那須川のうち那須川のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)及び猪ノ本川(支流水を含む。) イナゴ(養殖を除く。) H24.4.27～H24.11解説: 薮根川(支流水を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.6.8～H24.11解説: 白川のうち川根川の上流(支流水を含む。)	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 那須塩原市 H24.10.2～: とがわ町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、寄居町、多古町	
シンギョク、チゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セルリー	H24.4.5～: 鹿嶺市、木更津市 H24.4.9～: 鹿嶺市、木更津市 H24.4.10～: 佐倉市 H24.4.12～: 佐倉市 H24.4.13～: 鹿嶺市	
農作物	タケノコ H23.10.11～: 我孫子市、鴨池市 H23.11.19～: 鴨池市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 佐倉市 原木シタケ(露地栽培) H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.6.11～: 山武市 H24.6.15～: 山武市 原木シタケ(施設栽培) H24.11.14～: 鴨池市	
水産物	ギンブナ H24.7.19～: 平賀港及び平賀港に流入する河川(支流水を含む。)、平賀川(支流水を含む。)	
肉	イシシの肉 H24.11.5～: 金城	
その他	茶 H23.6.2～H24.12解説: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	茶 H23.6.2～8.29解説: 南足柄市 H23.8.23～9.12解説: 松田町、山北町 H23.9.23～9.14解説: 川崎市、清川村 H23.9.23～9.26解説: 相模原市 H23.9.27～10.12解説: 中郡市 H23.8.2～11.11解説: 伊勢原市 H23.8.2～11.10解説: 真鶴町 H23.8.2～H24.12解説: 湘南町	
新潟県		出荷制限
肉	カマの肉 H24.11.5～: 金城(佐渡市及び島根県付近を除く。)	
山形県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.8.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小布施町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市	
静岡県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5～: 御殿場市、小山町	

\*該箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年12月12日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
野菜		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
原本しいたけ(露地)		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～: 館林村
		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象